

ミニレター

# あぜみち通信

\* \* \* \* \*

平成23年2月1日

122号

編集・発行：愛知県農業会議

## 常任会議員会議(1月)の審議状況について

1月18日に「愛知県白壁庁舎」において、農地法等に係る愛知県知事からの諮問に対する答申を審議する常任会議員会議を開催しました。

1月の諮問は、農地法第4条に基づく転用事案30件(平成22年1月39件)、14,371㎡(同11,946㎡)、同法5条に基づく転用事案260件(同266件)、184,258㎡(同211,932㎡)についてそれぞれ審議し、いずれも原案どおりで差し支えない旨承認されました。

また、土地区画整理法第136条に基づく諮問(関係農地面積15,242㎡)について審議し、諮問のとおり事業計画を進めることは差し支えない旨答申することで承認されました。

事務局長からは、平成23年度の常任会議員会議予定日及び総会予定日の計画を報告するとともに、T P P交渉参加反対の活動についてを配付資料に基づき国の動き、農協系統の動き、農業会議の対応等について報告と意見交換を行いました。

なお、平成23年度の総会を平成23年8月24日及び平成24年3月26日に予定しておりますので、ご了承ください。

## 都道府県農業会議職員研修会が開催されました。

1月18日から19日にかけて、東京都千代田区内の「主婦会館プラザエフ」において全国農業会議所主催による都道府県農業会議職員研修会が開催されました。

農地制度と農業委員会制度等をめぐる動きを、全国農業会議所の中園事務局長から説明があり、改正農地法附則19条では「施行後5年を目途として検討を加え必要な措置を講ずる。」と規定されているが、6月に行政刷新会議の規制制度改革第1次報告が閣

議決定され、その中で農業生産法人の要件緩和、農業委員会の在り方については「平成23年度中に検討を開始し、できる限り早期に結論を得る」とされた。平成23年度は、まさに農地制度の検討を開始する年度である。

また、当面の取り組みの課題としては、新たな農地制度の取り組みについて現地に学ぶ取り組みを徹底するとともに、下限面積の弾力化による新規就農の促進、解除条件付き貸借等による一般企業等の参入支援、農業委員会の活動計画及び議事録の作製等を徹底して行う必要があると述べられました。

次に、農業委員会事例発表では、神奈川県南足柄市農業委員会の古屋事務局長から、下限面積引下事例として平成20年10月から足柄市新規就農基準を設けて自立できる新規就農者を育成するために10a以上の面積で農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りを行っており、要件として、年齢20歳以上65歳未満、耕作面積10a以上、年間労働日数150日以上、基盤強化促進法による利用権設定により一年間の試行期間を設ける、基本構想で定めた農業所得目標の35%以上を目標とした新たな農業参入システムを運用している。

新規就農基準の補完的な担い手の確保対策として、小規模な農地（新規就農基準未満で内規で下限面積300㎡）について市の基本構想に基づき作成した市民農業者制度により利用権設定を行うこととし、要件として、耕作面積は新規就農基準未満（1000㎡～300㎡）、経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のイ～ハの3要件（農業委員が確認）、利用権設定期間は3年未満とし更新可能など、この制度で耕作経験を積むことで新規就農者として申請ができる旨の報告がありました。

また、鳥取県鳥取市農業委員会の青木主査兼農政係長から鳥取市の企業参入の状況を、富山県立山町農業委員会の城前事務局長から遊休農地の解消に係る事例報告がありました。

次に、農業委員会の取り組みの課題・留意点等についてを高木賢弁護士から、次のような説明がありました。

農地法等の一部改正について評価をするのはまだ早い。今回は、出来る限りのギリギリの線で法改正している。農業委員会関係者は、個々の動きに捕らわれず改正農地法を着実に実施していくことが大切である。最近の一般紙等は、因果関係（原因）と条件を取り違えていることが多く、本当の原因は何なのかを問うことが大切である。

次に、農業委員会の適正な事務実施についての一部改正についてを農林水産省経営局構造改善課の高橋課長補佐及び熊谷課長補佐から、次のような説明がありました。

一般紙など農業委員会関係に対する批判記事が多く見受けられるので、農業委員会としては、議事録、3条許可など適正にやっっている意識と行動が必要である。

今回の一部改正のポイントは、第1に農地法第3条許可事務関係で議事録の作製、公開に加えて 標準処理期間等の短縮及び公表、 総会の弾力的な開催、 マニュアルの作成と周知などの徹底、第2に遊休農地に関する措置で農地法第30条第1項に基づき農地の利用状況調査について、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を策定し、活動結果を評価する仕組みの追加、第3には農地法52条について 賃借料情報の提供、 農地の権利移動及び転用に関する基礎的な情報の把握、 農地基本台帳の整備を法令事務に追加した。

また、適正な事務実施に関連し、全ての農業委員会で昨年10月の議事録、平成22年度活動計画及び平成21年度点検評価結果について提出を求め、その結果を点検し、不合格の農業委員会には、2月末までに再提出を求めている。再提出された内容について合否を判定し、仮に不合格となった場合は、農業委員会交付金の一部について交付されないこととなるので、適正な事務執行をお願いしたい。

次に、農地法第3条許可事務の適正化・透明化対策についてを同構造改善課の野川課長補佐から、次のような説明がありました。

適正な事務実施の一部改正の中に法令事務として農地法第3条に基づく許可事務を新設した。今後、公文書で通知することとし、実質の資料、マニュアル等具体的手法を提示するので、全国農業会議所及び農業会議経由で農業委員会に周知願いたい。

徹底していただく事項は、 事務処理の事前周知、 申請者側に立った相談事務、 申請書受理後の事務の透明化、 第3条許可基準事例集の作成、 標準処理期間の公表、 下限面積の周知及び公表などである。

### **納税猶予に関する打合せ会が開催されました。**

1月21日に、名古屋市中区の「名古屋国税総合庁舎会議室」において、名古屋国税局主催による納税猶予に関する打合せ会が開催されました。

名古屋国税局の小宮資産税課長はあいさつの中で平成21年の改正により、相続税納税猶予の取扱いは、特定貸し付け、営農困難時貸し付け等が措置されたところであり、活用事例は少ないが、確実に進められている。一般の納税者の意識も高くなり、納税猶予制度の適正な運用が求められている。

特に、農業委員会は、適宜発生する現地確認の実施と権利の異動等に伴う税務署へ

の通知義務の励行を願いたい。農業委員会関係者の研修会等にも講師として積極的に出向くので、お声を掛けていただきたいと述べられました。

打合せ事項として、納税猶予制度の概要、納税猶予の現状、納税猶予に係る事例等について、名古屋国税局資産税課職員から、次のような説明がありました。

相続税納税猶予制度は、全国で約9万件、名古屋管内で約22千件が管理され、猶予税額も5,102億円に上っている。1件当たりの猶予税額は、1,408万円となっている。農業委員会関係者のご協力で98.5%は免除されている状況である。

名古屋管内の特定貸し付けの実績は、岐阜県12件、愛知県13件、三重県2件、静岡県0件の合計27件の適用実績となっている。

### 今後の主な行事予定

- 2月 1日 都道府県農業会議事務局長会議(東京都)
- 2月 8日 都道府県農業会議会長会議・21全国農政推進同志会通常総会(東京都)
- 2月10日 JAグループ愛知T P P阻止対策本部の設置並びに会議(キャッスルプラザ)
- 2月15日 常任会議員会議(白壁庁舎)
- 2月22日 企業の農業参入説明会(土木会館)
- 3月 2日 農業委員会職員等研修会(尾張地域)(白壁庁舎)
- 3月 3日 農業委員会職員等研修会(三河地域)(安城市民会館)
- 3月8・9日 農業者年金業務担当者会議(グリーンホテル三ヶ根)
- 3月25日 愛知県農業会議総会(水産会館)

### 新刊図書(全国農業会議所)

農業者年金加入推進携帯パンフレット	22-31	ポケット版	定価	100円
改訂8版 農業委員会法の解説	22-32	A 5 版	定価	3,000円
農業委員選挙の手引(改訂14版)	22-33	A 5 版	定価	3,000円
農業委員選挙Q & A(改訂2版)	22-34	A 5 版	定価	400円
農地転用許可制度のあらまし 改訂版	22-36	A 4 版	定価	90円
新・日本農業の実際知識～糧もてる日本農業～	22-37	新書版	定価	900円
農業者戸別所得補償制度の本格実施に向けて	22-40	A 4 版	定価	100円
反対！T P P！～日本の農業・農村を守るために～	22-41	A 4 版	定価	150円